

県南広域振興局長告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和2年3月31日

県南広域振興局長 平野 直

- 1（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 遠野住田線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
遠野市中央通り504番3地先から501番5地先まで	新	m 26.5～17.5	m 142.1
	旧	24.5～15.5	142.1

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県南広域振興局土木部遠野土木センター
- イ 期間 令和2年3月31日から同年5月1日まで

- 2（1）道路の種類 一般国道
- （2）路線名 396号
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
遠野市宮守町下宮守10地割99番1地先から12地割121番1地先まで	新	A m 45.5～11.7	m 930.0
		B 86.0～11.7	1,000.0
	旧	A 45.5～11.7	930.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県南広域振興局土木部遠野土木センター
- イ 期間 令和2年3月31日から同年5月1日まで